大田区長 松 原 忠 義 様

2017年度予算編成に関する要望書

2016年11月28日 日本共産党大田地区委員会 日本共産党大田区議団

もくじ

一.	区民の命と財産を守る防災対策のために	3
<u> </u>	震災復興、原発事故から区民の命と健康を守るために	4
三.	不況を打開し、地域経済を守り、区内商工業の営業と働く人の生活を守	rる
ため	o(Z	4
四.	区民の暮らしと健康を守るために	6
五.	尊厳ある生をまっとうするための介護保険に	9
六.	子育て支援・高齢者・障害者福祉のために	10
子	·育て支援のために――保育園に関係すること	10
子	·育て支援のために——学童保育・児童館に関すること	12
子	·育て支援のために――その他	12
高	i齢者福祉の充実のために	13
障	[害者福祉の充実のために	13
七.	人命尊重・環境にやさしいまちづくりのために	16
建	築行政の拡充と対策	16
環	境保全対策	16
八.	教育、文化、スポーツの振興	17
九.	住民参加の区政運営と非核平和事業	19
十.	区民が利用しやすい施設について	19
+-	·.不要不急の大規模開発計画をやめ、区民のための施策に転換を	20
+-	その他	20

2017年度(平成29年度)大田区予算編成に関して要望いたします。

日本共産党区議団は、区内各団体との懇談、実態調査で寄せられた多くの区民の声を踏まえ、予算 要望を検討し提出するものです。

安倍政権の経済政策「アベノミクス」が始まって4年になりますが、その行き詰まりと破たんは明瞭です。「世界で一番企業が活躍しやすい国」をめざすという掛け声のもと、日銀の「異次元金融緩和」や3年間で4兆円もの企業減税によって、大企業は3年連続で「史上最高益」を更新し、大株主など富裕層にも巨額の富がもたらされました。

しかし、労働者の実質賃金は3年のうちに、年額で17.5万円も減り、家計消費は実質13ヶ月連続で対前年比マイナスとなっています。日銀の「異次元金融緩和」も実体経済には全く効果がなく、副作用だけが拡大し、事実上の政策変更を余儀なくされました。

さらに重大なことは、「アベノミクス」が、格差と貧困をいっそう拡大し、社会と経済の危機をさらに深刻にしていることです。自民党政権のもとで、とりわけ 1990 年代後半以降、新自由主義的な経済政策が強行されたことにより、所得、資産など、あらゆる分野で格差と貧困が広がり、日本の経済と社会の大問題となっています。

いま区民の実態は、一昨年 4 月からの消費税 8%への引き上げで暮らしと営業は深刻です。さらに 国民健康保険料の値上げ、年金給付は毎年減額、異常な円安による物価高騰が襲っています。区に対 する国保料への1万件以上の問い合わせや怒りの声など、多くの区民から悲鳴の声が上がっています。 生活保護受給者が 13,555 世帯 16,729 人 (今年 9 月末現在)、就学援助は小学生 5,284 人 (18.4%)、 中学生 3,105 人 (27.9%) (今年 4 月末現在)、区の取り立て強化の中でも国保滞納 40,572 世帯、短期 証発行 3,109 世帯、資格証明書発行 654 世帯 (今年 7 月末現在) と深刻です。特養ホームの待機者は 1,275 人 (今年 9 月末現在)、4 月からの認可保育園に申し込んで入れなかった児童数は 2 次不承諾数 で 1,884 人となっています。

日本一と言われた高度な技術のものづくり集積地の大田区でしたが、最高で約9,000 社あった区内中小工場は、大企業の横暴と海外進出・産業空洞化、バブル崩壊やリーマンショックなどで、2年前の調査では3,481 社となっています。倒産・廃業が依然として後を断たず、2015 年度は前年度から大幅に増え倒産件数は多少増えて95 件なものの、従業員数は7倍の2,689人、負債額は5倍の906億8,500万円です。

区民の所得からみても、納税者の平均で2015年度営業所得は411万6千円(前年より7万3千円増)、給与所得は391万4千円(前年より5万6千円増)となっていますが、消費税増税分にも追いつかず、ものづくりのまち大田区の中小企業経営者や勤労者が一段と厳しい環境にあることが表れています。

しかしこの間、大田区政は、区民生活を支えてきたあらゆる分野の施策を縮小・廃止し、受益者負担を理由に、施設使用料、保育料の値上げを進めてきました。また、新年度の予算編成方針でも「将来を見据え、区民目線に立った事業の見直しや再構築を行うことによる『選択と集中』を強化する必要がある」とし、引続き進めようとしています。また、公共施設適正配置方針で、今後45年間で公共施設を1割程度削減する計画や、新たな財源確保で土地の売却も掲げ進めようとしています。

一方で、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、「国際都市おおた」をめざすとして、JR 蒲田・大森駅周辺再開発、京急蒲田・糀谷・雑色駅前再開発と羽田空港跡地のまちづくり計画、新空港線「蒲蒲線」などのために、区税投入と基金積立を進め、大規模開発に拍車をかけています。

いまこそ、「住民の暮らしと福祉を守る」という地方自治体の原点に立った予算編成に改めることが求められています。

日本共産党区議団は、これら安倍暴走政治と対決し、野党や区民との共同を広げて、地域・職場にも憲法が生かされる社会をめざしてがんばりぬく決意です。

また、大企業・ゼネコン奉仕の不要不急な大規模開発ではなく、保育園待機児ゼロ、特養ホーム待機者ゼロ、75歳以上の高齢者医療費ゼロ等をはじめ、区民のいのち・暮らし、営業を守るために、予算の重点を切り替えるよう求めます。

2017年度予算編成にあたり以下の項目の実現を強く要望するものです。速やかな回答を求めます。

予算要望 350項目★ 重点 35項目☆ 新規 55項目

一. 区民の命と財産を守る防災対策のために

- ★ 1. 区の防災計画は、自助を優先するのではなく、公助の立場に立つこと。東日本大震災や熊本地 震などの教訓から、現在の最新の知見から考えられる最悪の想定の立場にたった抜本的な見直 しを早期に行うこと。
 - 2. 防災計画は、災害時要援護者の意見・要望を十分にとりいれ、それぞれに応じて具体化すること。
 - 3. 津波避難ビル協定は、臨海部・河川周辺地域は不十分である。引き続き取り組みを強めること。 また、液状化に備えた土壌改良などについては、補助金の創設等、具体的な施策を早急に取る こと。協定のできた避難ビルを関係者周囲に周知すること。
 - 4. 呑川護岸の耐震整備が行われているが、4 水門の整備を 2020 年までとしている東京都の計画が 前倒しで進むよう、都に働きかけること。
- ★ 5. 公共施設の耐震工事は、2015 年度の耐震診断の結果に基づき計画を作り、保育園や児童館、図書館などは最優先で行うこと。
 - 6. 区の 2020 年までの耐震化率 95%を早めること。区内 7 万棟ある旧耐震基準の建築物の耐震化は優先課題である。熊本地震では震度 7 の大地震が連続して発生し、新耐震基準の建物が倒壊した。民間住宅への耐震診断・耐震改修工事に際して、耐震等級 1 にとどまらず、耐震等級 3 まで進むよう拡充と区民への普及や広報を強めること。また、高齢者・障害者世帯には個人の資産形成という制限ではなく、人命尊重の立場から全額補助すること。また、部分改修も助成対象にすること。耐震シェルター・耐震ベッド設置は全額助成とし、広報をすること。
- ☆ 7. 分譲マンションの耐震診断・耐震改修工事は、住民の合意が必要となるため、区が丁寧に相談 にのりながら進めること。
 - 8. 全ての高齢者、障害者、ひとり親世帯を家具転倒防止器具助成対象にすること。
 - 9. 全ての高齢者、障害者、ひとり親世帯への火災警報器設置の助成をすること。
 - 10. 通電火災防止のため、感震ブレーカーの設置助成制度を新設すること。
 - 11. 駅、商店街、大店舗等、区民が多数利用する場所・施設での防災教育と訓練を充実させること。 防災意識向上のための施策を進めること。
 - 12. ゲリラ豪雨による浸水被害の防止策を促進し、被害住民への救済措置は迅速に行うこと。ゲリラ豪雨の発生が予想される地域には防災無線や広報車も活用するなど、住民・区民に情報提供を徹底すること。また防水板設置と半地下住宅へのポンプ購入に助成すること。浸水地域については、下水道は毎時75mmの降雨量への対応では不十分なので、早急に毎時100mmの降雨量に対応するよう都に求めること。
 - 13. がけ崩れなど災害から区民の命を守るため、区が危険とみなすがけ 70 か所は、がけ等整備工事助成制度の拡充をし、整備すること。区が行ったがけ調査の C ランクについては対策を急ぐため、個人の資産形成という考え方を改め、人命尊重の立場から工事費の全額を助成すること。A・B ランクについては助成額・率を拡充すること。
 - 14. 被害想定に応じた区の学校備蓄倉庫の食料備蓄量及び必要な物品の種類の増大や、本庁舎・四地域センター・出張所など公共施設・民間マンションなど備蓄倉庫を増やし、被災者への十分な備蓄品の確保を目指し、更に進めること。

- 15. 福祉施設のみならず、全ての区民施設における備蓄は非常勤・臨時職員分を確保すること。
- 16. 小規模災害見舞金の対象と支給額を抜本的に引き上げること。
- 17. 災害時の現物支給品の充実を図ること。
- 18. 地域防災力強化を進めるための市民消火隊への補助金の増額等、支援を強化すること。
- 19. 市民消火隊の制服等の備品を定期的に支給すること。
- ☆ 20. 「命を守る3点セット」を区内転入者に配布すること。
 - 21. 民間マンション業者等に建設の際に防火水槽の設置を義務付け助成をすること。
 - 22. 四地域庁舎管内ごとに東糀谷防災公園のような防災公園を設置の検討ではなく計画を作り設置すること。
 - 23. 広域避難場所が一部変更されたが、特に津波や液状化が懸念される多摩川河川敷、羽田空港は変更するよう都に求めること。
 - 24. ヘルプカード (たすけてねカード) の配布は申請主義ではなく対象者に送付し、防災訓練など の機会をとらえて、区民に周知をすること。
 - 25. 災害時の在宅医療・介護支援体制の整備について
 - ① 医療・介護・障害者・妊産婦などの災害時要援護者専用の避難所の整備を進めているが、更に拡充すること。要援護者が直接福祉避難所に行けるような体制を整備すること。
 - ② 災害時要援護者の支援体制について、町会・自治会任せにせず、区の責任を明確にし、実態に合った計画を作成し、避難できる体制を整備すること。
 - ③ 災害時の障害者福祉避難所には、聴覚障害者情報受信装置(アイドラゴン)、テレビ電話、光る筆談ボードを設置すること。
 - ④ 障害のある方への防災グッズを普及し支援すること。
 - ⑤ 区は常に在宅酸素、人工呼吸器、医療介護機器の使用者を把握し、機器の非常用電源を確保 すること。
 - ⑥ 医療機関が発電機を購入するため、東京都の助成制度を復活させるよう求め、区独自でも支援すること。
 - 26. 防災の名による道路拡幅は住民の合意なしに進めないこと。
 - 27. 防災行政無線の移設・設置工事は、区内業者に発注すること。

二. 震災復興、原発事故から区民の命と健康を守るために

- 1. 放射能汚染から子どもの健康を守るため、東京電力が起こした福島原発事故による年 1 回の体内被曝調査を行うこと。相談窓口設置、健康診断など、いつでも対応できるようにすること。
- 2. 放射線量測定は区が行っている月1回・1ヶ所だけでなく、全区立小・中学校、保育園、幼稚園、 児童館、公園、通学路などホットスポット、区内全ての公共施設と公園、河川、農地の放射線 量・土壌中の放射能を定期的に測定し、公開すること。
- 3. 福島県から大田区に避難している子どもたちの甲状腺がん検診は、大田区内で実施すること。 また、希望する大田区の子どもも対象にすること。
- 4. 大田区に避難している被災者の住宅確保を継続するよう国に求め、区独自でも継続すること。

三. 不況を打開し、地域経済を守り、区内商工業の営業と働く人の生活を守る

ために

- ☆ 1. 区内中小企業を公共財として位置づけ、抜本的な支援をすること。
 - 2. 区内地域産業への消費税8%増税に対する抜本的対策を進めること。
- ★ 3. 区内商工業に致命的な打撃を与える消費税の10%への増税中止を政府に求めること。
 - 4. 区内製造業・商店街の実態調査を一昨年度行ったが、調査で提案された対応策に基づき「産業 経済白書」を作成し方向性を明確に示すこと。そのためにそこで働く労働者の賃金・雇用形態 等の労働実態調査も行い、現状を示すだけでなく、予算も含め方向性を具体化すること。
 - 5. 研究開発企業等拠点整備助成事業では区内中小企業の高い技術とネットワークを守ることができない。下町ボブスレーの経験に学んで、区がリーダーシップをとって、防災、福祉、教育等あらゆる分野でプロトタイプ型の工場を作ること。
 - 6. 住宅リフォーム助成制度の助成率と限度額を 30%・100 万円へ引き上げること。今年度のよう に 3 期に分割せず、新年度当初から予算を増額すること。より幅広い広報宣伝活動をつよめる こと。
- ☆ 7. 繁盛店創出事業は発注対象を区内事業者に限定するとともに、申込者全てに助成すること。
 - 8. 繁盛店創出事業を発展させ、商店店舗へのリニューアル助成制度を高崎市等を参考に新設すること。
 - 9. 東糀谷六丁目工場アパートの経営支援を、区内のものづくり集積を守るために区内全中小・零細企業に拡充すること。
 - 10. 以前の経営革新緊急支援事業と同趣旨の国や都の設備投資関係の補助制度は、対象規模が異なり零細企業が活用できない。経営革新緊急支援事業を復活し、機械のリース代、休業補償等固定費補助等にも適用すること。
 - 11. 区が債務保証していた経営支援資金、小規模企業特別事業資金は区内中小企業・業者の最後の 命綱という目的に沿って復活すること。責任共有制度導入は撤回することを国に求めること。 削減された信用保証料助成の復活と利率引下げを行うこと。年末など特別な時期に特別な対策 をとること。
- ★ 12. 新製品・新技術開発支援事業については、ネットワークの維持や技術の向上のために区が申請 段階から丁寧に援助し、全ての申請企業・業者が助成を受けられるように対応し、予算を大幅 に増額すること。
 - 13. 原発に頼らない再生可能エネルギー関連の技術開発を大田区から進めるため、新製品・新技術開発支援事業とは別の新たな助成制度を創設し、必要なプロジェクトの立ち上げや実用化まで援助すること。
 - 14. 技術マッチング・販路拡大など仕事確保の拠点とするため、区内企業が製作した製品を展示する常設のものづくり展示場をせめて以前の産業会館程度の規模で作ること。東糀谷六丁目工場アパートや本庁舎の吹き抜けの展示だけでは不十分です。更に強力に支援する専門家体制を作ること。
 - 15. 大企業に対し下請け二法を遵守するよう講習会に留まらず訪問や文書などの方式で指導し、一方的な単価切り下げや仕事打ち切りをやめるよう求めること。また、中小企業・業者にも下請け二法の活用について広報すること。

- 16. 青年の雇用拡大や偽装請負防止など、労働条件の改善のため機会を捉えてポケット労働法を配布し、区施設でも頒布すること。
- 17. 区の窓口として若者支援課を作り、大田区独自でも39歳までの若年層の雇用をはじめ総合的支援を行うこと。
- 18. 以前東京都が行っていた工業集積地域活性化支援事業については今こそ必要です。東京都に復活を求めるとともに、大田区独自事業として行うこと。ファブレス企業や医工連携等の新産業だけでなく、既存企業が活用できる事業にすること。
- 19. 中小企業の後継者育成は、実態調査でも明らかになったように 9 人以下の事業所の 8 割が後継者がいなくて事業継承が困難と回答している。青年を雇用する場合、指導・教育・訓練、その他の材料費として一人年額 200 万円の助成を 3 年間すること。
- 20. 第一線を退いた高度技能者の高度人材バンクを創設し、技術継承を図ること。
- 21. 区内中小製造業の後継者育成のための学校・保護者・区内製造業との三者交流の機会づくりを強化するため、恒常的な会議をもつこと。
- 22. 「中学校のものづくり職場体験」の受け入れ事業所に、謝礼品でなく営業保障としての経済的 支援を行うこと。
- 23. 商店街の装飾灯の LED 化は、区と都で全額助成を行うこと。
- 24. 所得税法第56条廃止の意見書を国に提出すること。
- 25. 空き店舗を使って創業者支援をし、個店への助成も可能な制度にすること。
- 26. 大型小売店の進出から商店街と地域住民の環境を守るため、大型店影響調査を行なう等、区独 自の条例をつくること。
- 27. 区内商店街振興のために、指定管理者制度、民間委託された特養ホームや保育園等が、近隣の 商店街から物品・食材購入をしているか実態調査をし、購入を促進するよう区が対策をとるこ と。
- ☆ 28. 指定管理者制度、民間委託された特養ホームや保育園等の改修工事については、区内業者を優先して発注するよう区が指導すること。
 - 29. 商店街の活性化として、商店会だけでなく個店が実施する高齢者への宅配事業等への支援をすること。
- ★ 30. 大企業応援であり区内中小企業への支援にならない国家戦略特区の指定地域から撤退し、羽田 空港対策基金を区内中小企業支援に使うこと。
- ☆ 31. 「大田区人口ビジョン」での就業人口の変化に伴う経済規模の影響を試算しているが「中小企業のまち」「労働者のまち」を取り扱う部署を設置すること。
- ☆ 32. 勤労者共済会への補助金を大幅に増額し、働きやすい大田区にすること。
- ☆ 33. 労働組合や社内サークルは、社会教育団体と同様に集会施設の優先予約制度や使用料減免制度 を適用すること。

四. 区民の暮らしと健康を守るために

- ★ 1. 区民の所得減や社会保障の負担増に加えて消費税8%への増税は、区民の暮らしを直撃しているため、対策をすること。
- ★ 2. 区民の暮らしを直撃する 10%への消費税増税の中止を政府に求めること。

- 3. 応急小口資金の保証人なしの貸付額を 10 万円から当面 20 万円まで拡大すること。失業中でも 活用できるようにするなど、貸付条件を緩和すること。
- 4. 国民健康保険の改善について
 - ★① 毎年保険料が値上げとなっている。高すぎる保険料を値下げするため、国庫補助を増額するよう国に求めるとともに、東京都にも財政支援を求め、大田区でも支援を強化すること。また、保険料値上げにつながる広域化に反対すること。
 - ② 生活や営業に支障をきたすような差し押さえはしないこと。
 - ③ 国民健康保険の出産育児一時金と同様の大田区が支払う委任払い制度を、他の医療にも拡大するために関係医療機関等と調整すること。区民の負担を軽くするため委任払いと限度額認定証の制度を区民へ周知徹底すること。
 - ④ 国会答弁で認めているように「国保基盤強化基金」を活用し保険料の値下げをすること。
 - ☆ ⑤ 障害者、寡婦・寡夫、多子世帯に対する国保料減免制度や、介護保険にある境界層措置をつくるよう、国に求めること。また、区独自でも実施すること。
 - ☆ ⑥ 医療費の一部負担軽減(国民健康保険法第 44 条)の活用をより積極的におこなうこと。急性期だけでなく円滑な運用とすること。
 - ☆ ⑦ 払いたくても払えない特別な事情のある国保料滞納者に対して、限度額適用認定証などを交付すること。
- ☆ 5. 東京都後期高齢者医療広域連合に保険料の値上げをしないよう求めること。
- ☆ 6. 住民税の滞納整理は、滞納者の生活実態に十分配慮し、生活や営業に支障をきたすような差押 や強制捜査を行わないこと。
 - 7. 生活保護について
 - ★ ① 生活保護基準(生活扶助・住宅扶助)引き下げの撤回と、生活保護費の全額を国費で行うことを国に強く申し入れること。
 - ② 生活保護世帯の見舞品(夏季・冬季)を復活すること。
 - ③ 生活保護の老齢加算を復活することを国に要望すること。
 - ④ 生活福祉課に生活保護は誰でも受けられることを周知するポスター等を掲示し、「相談カード」の理由欄に「生活のこと」だけでなく「生活保護のこと」を加えること。
 - ⑤ 生活保護申請書を窓口に置き、申請しやすくすること。
 - ⑥ 受給者の実態を無視した一方的な就労支援・一時停止・廃止はしないこと。
 - ⑦ 路上生活者等の住宅扶助は居宅保護の原則を守ること。また、無料低額宿泊所や簡易宿泊所 にやむを得ず滞在させた場合、長期にさせず、居宅保護に移行すること。
 - ⑧ 無料低額宿泊所や簡易宿泊所の現状を把握し、環境の改善を図るため区が運営事業者を指導すること。
 - ⑨ ケースワーカーの配置は就労支援員・面接員(家庭訪問に従事しない職員)を含めずに国基準を守り増員を図ること。警察官 OB の配置をやめること。
 - ⑩ 憲法 25 条に基づく生活保護制度を正しく理解するため、大田区報への定期的の掲載や「生活保護特別号」を発行するなど広報を強化すること。
 - ① エアコン購入のため、購入費・工事費・電気代の補助を行うこと。
 - ② 生活保護受給者が医療に係る際の自己負担分がある場合は区独自で助成し、国に制度の改善

を要望すること。

- ③ 大田区独自の法外援護である入浴券支給事業は、年100枚にすること。
- 8. DV 被害者への支援を強化し、区独自でも緊急避難所を増やし、母子・父子自立支援員の増員・ 研修の充実をはかること。
- 9. 大田区特定健診について
 - ① より区民が受けやすくなるよう期限をなくし通年実施し、夜間・休日も実施できるよう医療機関を支援すること。後期おおた未来プランで受診目標を引き下げず、2018 年度まで65%実施を医療機関と協議し、区が責任を持つこと。
 - ② ピロリ菌の検診も追加する検討を進めること。
- ★ 10. がん検診の有料化は見直し、無料にもどすこと。年齢等の制限をせず、希望者全員が受診できるようにすること。
- ☆ 11. がん検診を実施している医療機関とよく相談し、夜間・日曜・祝日に事業を行うよう要請し、 助成を増額し、一人でも多くの区民が検査を受けられるようにすること。
- ☆ 12. 成人歯科健康診査は 77 歳以上、30 歳未満も対象とすること。
- ☆ 13. 緑内障検診は年齢制限をせず、希望者全員が受けられるようにすること。
 - 14. 医師会・医療機関等とよく協議をして、区独自で胃がん検診に負担の少ないペプシノーゲン検査の導入を検討すること。
- ☆ 15. 認知症の早期発見・早期治療のため、65 歳から 84 歳の介護を受けていない高齢者の特定健診、 長寿健診受診者を対象に、TOP-Q にて疑い例を抽出し MMSE 法にて健診をした事業者に 1 件 当たり 2,000 円の助成をすること。
- ☆ 16. 在宅医療連携調整窓口に対する支援を継続すること。
 - 17. 障害者医療費助成制度対象者以外も含め、区内在宅酸素療法患者全員に電気代を助成すること。
 - 18. 一部自己負担となったアスベスト検診を希望者全員に無料で行い、検診を周知徹底すること。
- ☆ 19. 石綿肺の診断が難しい現場の医療の現状を踏まえ、呼吸器疾患に罹患する区民(特に高齢者) に対しては、専門医によるアスベスト検診を周知・勧奨すること。
 - 20. 70 歳以上で定期接種の対象とならない年齢を含め全ての高齢者に、肺炎球菌ワクチンなどの任意ワクチンを区独自の全額公費負担で行うこと。
 - 21. 中小病院の廃業が深刻となっており、区民の命と健康を守るため中小病院存続に区も責任を果たすため、具体的支援をすること。
 - 22. 地域医療機関の深刻な医師・看護師不足を解決するため、人材確保の支援をすること。区独自で看護師などの就職説明会(就職フェス)を開催すること。看護師等確保のための保育体制確保や家賃補助を実施し支援をすること。
 - 23. 東京蒲田医療センターは成立した存続法の早期実施を求めるとともに、医師による分娩を早期 再開すること、小児医療の充実を国や東京都に引き続き強力に働きかけること。
 - 24. 区内全ての医療施設は災害時に重要な役割を果たす施設であり、公共施設と同様に耐震化工事 を区が責任を持って行うため、助成額を増額すること。
- ☆ 25. 災害時のバックアップ体制について医師会・薬剤師会を中心に準備が進められている「大田区地域医療連携ネットワーク構想」は、災害時の混乱を軽減し、効率性の高い医療が提供される

- ことになるので、区は支援を増やし、区の事業として参画すること。
- ☆ 26. 経済的理由により医療を受けられない区民の救済を図るために、区内の無料低額診療事業を行っている医療機関を周知すること。
- ☆ 27. 無料低額診療事業では調剤薬局が対象にならないため、国に制度改正を求めるとともに、青森市や旭川市のように区が費用の助成を行うこと。
 - 28. 荏原病院は東京都医療保健公社が経営する病院になったが、医師・看護師不足による一部病棟 閉鎖が続き、分娩取扱い数も都立時代と比べ半減している。医師・看護師を確保し、閉鎖した 病棟を再開し、分娩取扱い数を増やすこと。また、都立に戻すよう都に求めること。
 - 29. 大田区小児救急支援事業は 2014 年に事業終了し、「大田区子ども平日夜間救急室」で継続されているが、小児緊急医療体制の機能充実のために医師出動費の増額をすること。
 - 30. 区民の健康相談とサポート、健康増進活動、夜間診療などのための健康プラザをつくること。
 - 31. 区内で医療介護の活動している中小病院・診療所が、地価も物価も高い都内で事業をすることが困難であることから、地域医療を守るためにも、医師会から提案されている「地域包括ケア複合施設」を創設するため区が支援すること。
 - 32. 大田区議会が全会一致で採択した請願に基づき、診療所ではなく総合病院の誘致を積極的に行うこと。
 - 33. 熱中症予防のために、生活保護世帯以外の低所得者世帯にクーラー設置・修理費の助成と電気代の助成を更に内容を拡充して行うこと。また、クールネックを毎年配布すること。
 - 34. 後期高齢者医療保険加入者に 2012 年度まで行っていた「夏季区営プール利用引換券」配布事業 を復活すること。

五. 尊厳ある生をまっとうするための介護保険に

- ★ 1. 2016 年度から要支援 1・2 の方々は国の介護保険事業から外され新総合事業に移行された。シルバー人材センターの絆サービスや、老人いこいの家を使った通所介護サービスが始まったが、前年度までと同様に一人一人の実情に応じた介護サービスが受けられるようにすること。
- ☆ 2. 要介護 1・2 の方々への生活援助・福祉用具貸与・福祉用具購入の介護サービスを介護保険事業から削減しないよう国に求めること。
 - 3. 要介護3以上が特養の入所要件となり、一定の所得があれば利用料が1割から2割に倍増した。 これらの制度改悪を元に戻すことを国に求めるとともに、区が独自で現行サービスを継続実施 すること。
- ★ 4. 低所得者にたいする保険料・利用料の区独自の減免制度をさらに拡充すること。
 - 5. 生活援助時間短縮分について区が支援し、必要な介護サービスが確保されるよう努めること。
- ★ 6. 特別養護ホーム待機者は、2016 年 9 月現在で 1,275 人という状況である。介護基盤計画を見直し、小規模を含めて待機者数に見合った具体的な数の増設計画にすること。低所得者、特に国民年金受給者でも入所できる特別養護老人ホームの増設計画を作ること。
- ☆ 7. 西糀谷 1 丁目の旧気象庁住宅跡地は都市計画道路の予定地であるが、道路を除いても約 2,000 ㎡あり、小規模特養ホームなどを建設できるよう、区が支援すること。
 - 8. 老人保健施設・緊急ショートステイの拡充、認知症グループホームを当面 100 ヶ所増設すること。小規模多機能施設を増設すること。空き公有地の情報の収集に努め、民間事業者が応募す

るのを待つのではなく、公有地の活用を図り基盤整備計画をつくり推進すること。

- 9. 認知症グループホーム開設時の区独自の助成制度を創設すること。
- 10. 障害者(ことに視覚、聴覚障害者)が安心して生活できる介護施設をつくること。
- 11. 介護労働者は低賃金、厳しい労働実態となっているため離職者が多く現場では人手不足が深刻となっている実態を把握すること。介護報酬の引き上げを国に求めることや区独自でも引き上げを行うこと。抜本的な支援策を進め、利用者のサービス低下につながらないようにすること。
- 12. 介護施設で働く介護従事者の賃金・労働条件の改善は、処遇改善加算だけでなく区も支援すること。保育士等の宿舎借り上げ支援事業や社会福祉法人池上長寿園の事例と同様の支援を介護従事者にも行うこと。
- 13. 日中独居・同居家族の有無など高齢者の実態に合った適正な介護サービスが受けられるよう区は独自の支援をすること。特に、病院の待ち時間などの付き添いの介護サービスを対象とすること。
- 14. 地域包括支援センターについて
 - ★① 高齢者人口が増え、独りまたは夫婦のみの世帯が増加しているため、地域包括支援センター (さわやかサポート)の役割が増大している。特別出張所単位ではなく、少なくとも中学校 区に1つ(28ヶ所)作ること。区民への広報に努め、全ての高齢者に郵送で知らせるなど、 周知徹底をはかること。
 - ② 高齢者が利用しやすい施設にするため、全て1階に設置すること。
 - ③ 高齢者見守り体制の充実のため、見守りキーホルダーの対象者全てが登録するよう区民に周知すること。独りまたは夫婦のみの高齢者世帯が増加している中で見守りコーディネーターは重要である。見守りコーディネーターがその職務に専念できる人員配置を行うこと。
 - ★ ④ 老人いこいの家を使った「シニアステーション」事業に要支援 1・2 の方の通所介護事業を 移行せず、従来通り継続すること。
- ☆ 15. 西糀谷老人いこいの家は閉鎖しないこと。区が代替施設として提案している(仮称) 糀谷駅前 高齢者施設は今までのように自由に使用することが困難であり、老人いこいの家の機能を果た すことができない。また、東糀谷老人いこいの家は現在地から 1.1km も離れており、足の不自 由な高齢者は利用が困難である。
- ☆ 16. 第 7 期介護保険事業計画では、介護サービスの削減が懸念されている。介護が必要な方々の生活が脅かされ、介護の重症化が心配されている。制度の改悪をしないよう国に強く要望すること
 - 17. 調査公表手数料は介護保険制度で規定しているにも関わらず介護保険事業所の負担となっているため、補助を実施すること。
- ☆ 18. 介護保険認定調査員の研修を充実させ、高齢者の尊厳を守る対応とすること。高齢者の実情に 応じた不服申立ができるようにすること。

六. 子育て支援・高齢者・障害者福祉のために

子育て支援のために――保育園に関係すること

☆★1. 2017年9月から認可保育園の保育料が改定されるが、児童の約65%、総額1億7000万円の負

- 担増となる保育料の値上げは行わないこと。
- 2. 保育の公的責任と質を守るため、区立保育園の民営化計画や、給食調理の民間委託を中止し、 元に戻すこと。区立保育園を増設すること。
- ★ 3. 来年度までに認可保育園を希望した全ての児童が入園できるようにすること。それに見合う認可保育園の増設をすること。
 - 4. 待機児解消は、認可保育園の増設で対応し、都知事も進める国・都・区の遊休施設や公有地、 民有地活用などで、増設すること。
 - 5. 育児休業から復帰した園の職員、また子どものいる職員を雇用している場合の職員調整のため の補助を拡充すること。
 - 6. 東京都民間社会福祉施設サービス推進補助の地域子育て推進加算で廃止になった補助項目について、都に復活を求めるとともに、大田区で同等の補助する仕組みを構築すること。
 - 7. 安全ですこやかな成長を保障するため、保育室の面積基準を拡充するよう都に求め、これ以上 の縮小には反対すること。
 - 8. 子どもたちの命と権利を守り、安全安心な保育を最優先とするため、予算の拡充や制度の充実 を国に求めること。小規模保育所など地域型保育所も保育士全員を有資格者とすること。無資 格者に対しては資格取得ができるよう援助を強めること。
 - 9. 私立保育園に対する職員処遇向上のために、職員処遇費を引き上げるよう都に求めること。更に現行の法外援護を拡充すること。
 - 10. 大田区保育従事職員宿舎借り上げ支援事業補助金は、調理師、事務職員など全ての保育労働者を対象とし、さらに拡充すること。
 - 11. 保育士不足を解消するため、保育の専門学校や短大・大学に行くための区独自の給付型奨学金制度を実現すること。
 - 12. 保育園の保育料を引き下げること。高過ぎる認証保育所、定期利用保育室など認可外保育の保護者負担は、認可保育園と同額となるよう補助を増額すること。
 - 13. 保育ママ事業について、児童の欠員対策費の増額、支援体制を強化すること。
 - 14. 認可外保育施設への補助金を増額すること。
 - 15. 父母の要望に応じて認可保育園での夜間保育、休日保育などを拡充すること。また、実施保育園の要望をよく聞き、毎年利用実績調査をし、実態にあった支援を強化し、休日保育事業の加算を増額すること。
 - 16. 病児・病後児保育を大幅に拡充するため、計画を作ること。少なくとも各特別出張所管内に 1 か所は整備すること。
 - 17. 乳幼児の安全のために、災害などの緊急の場合に備え、2 階以上に保育室のある保育園の保育士配置を増員させること。また、延長保育はパート職員で対応するのではなく正規職員(有資格者)を配置して実施すること。
 - 18. 園庭のない保育園が増えているため、代替遊戯場に移動するために必要な保育士配置を増員させること。
 - 19. 保健所が創設した「24 時間だれでも使える AED」の購入設置補助では、園内への設置ができないので、区の責任で全ての保育施設に AED を設置すること。
 - 20. 雇用情勢が悪化しているため、保護者の求職期間中の保育実施期間を2か月から5か月に戻す

こと。

- 21. 感染症に罹患後の「登園のめやす」の期間終了前・後に関わらず、医師の診断に従って作成した「登園届」の提出で登園できるようすること。
- 22. O-111、O-157、新型インフルエンザの感染症対策など子どもの命、健康を守るため、区立、 私立保育園とも全園に看護師を配置すること。また、栄養士は巡回指導では不十分なので、全 園に配置すること。
- 23. 複数のアレルゲンを持つ子どもの対応ができるよう、調理師・栄養士の増員、給食関係費の補助の増額など、アレルギー児対策支援の拡充をすること。
- 24. 大規模災害時に児童の安全確保を図るために、全ての私立保育所へ緊急地震速報の受信機を導入すること。特に災害時に重要である保護者へのメール配信は全認可保育所で実施できるよう、対策すること。
- ☆ 25. 私立保育所の災害対策として、震災だけでなく土砂災害も含めた総合災害対策を示すこと。
 - 26. 私立保育所の延長保育事業費補助は、20 名を超えた場合、5 名刻みなど、人数に応じて補助額を増額すること。
 - 27. 区から民間委託する保育所の大規模修繕や改築の時期を早急に明らかにすること。修繕が必要な園舎は、規模に関わらず区が責任を持つこと。
 - 28. 全ての私立認可保育園に事務職員を雇用できるよう予算を拡充すること。
- ☆ 29. 11 時間保育対策費の増額および施設独自保育士費の対象者に無資格者も含めること。

子育て支援のために――学童保育・児童館に関すること

- ☆★ 30. 少子化対策のため、2017年9月からの学童保育料の値上げは撤回し、無料にすること。
 - 31. 児童館の民間委託は中止し、区が責任をもって直営で行い、質の維持・向上を図ること。児童館の廃止計画は見直すこと。
 - 32. 児童館での学童保育を廃止せず、希望する全ての児童が児童館での学童保育を受けられるよう、 正確な希望児童数を把握し、学童保育の待機児童解消の計画を持つこと。
 - 33. 放課後ひろば事業は、学童保育と放課後子ども教室の一体化で行わないこと。大田区が築き上げてきた学童保育事業を拡充させること。私立の小学校や特別支援学校に入学した児童にも、学童保育を保障すること。
 - 34. 児童育成指導員は専門性・継続性を保障するため正規職員にすること。
 - 35. 障害児の学童保育が、希望者全員に利用できるよう更に拡充すること。

子育て支援のために――その他

- ★ 36. 少子化対策のため、健康保険から支給される出産育児一時金と出産費用の差額分を区独自で支給すること。
 - 37. 妊婦検診を完全無料にし、母子の命と健康を守ること。
 - 38. 不妊治療に対して、都の制度だけでは不十分なので区として助成をすること。
 - 39. 子育て世帯への家賃補助を行うこと。
 - 40. 子ども家庭支援センターは、各地域庁舎管内に少なくとも 1 ヶ所設置すべきである。糀谷・羽田地域にも増設すること。

- 41. 大田区にも早期に児童相談所を設置するため、土地の確保や専門職員の配置など、都と十分に協議をし、計画を進めること。
- 42. 「わかばの家」の事業体制は区が直営で行うこと。また、分館が設置されたが、糀谷・羽田地域にも増設すること。
- 43. 発達障害の理解のため区民への学習の機会を増やし、早期発見、早期支援のため専門医からの 要望もある5歳児検診を実施すること。
- 44. おたふくかぜ、ロタウイルスについて、定期予防接種化を国に要望し、他区でも行っているように区独自でも助成をすること。
- 45. 子ども医療費助成制度を18歳まで拡充すること。
- 46. 現在末吉育英基金はあるが、区独自に給付型奨学金制度を創設し、入学金だけでなく授業料も 対象にすること。

高齢者福祉の充実のために

- ★ 47. 75 歳以上の高齢者を差別と負担増で苦しめる後期高齢者医療制度は廃止するよう国に求めること。また、区独自で医療費の窓口負担を無料にすること。
 - 48. 家族介護者支援を更に進めるとともに、認知症・寝たきりの 65 歳以上の高齢者へ月 2 万円の介護支援手当を創設すること。
 - 49. 高齢者の敬老金、寿祝い金・長寿祝い金の縮小・廃止を元に戻すこと。
 - 50. 介護保険の認定を受けながら経済的理由で利用できない生活保護世帯以外の低所得者に、利用 者負担軽減措置があるが、2015年度わずか113人と、不十分である(なお、旧措置者の特養負 担限度額認定者は34人である)ので、軽減措置を拡充すること。
 - 51. シルバーピアは実態に見合った増設計画を作ること。特にオーナー希望は通年受付とし、迅速に対応すること。
 - 52. 高齢者アパートの増設計画中止をやめ、実態に見合った計画をつくり、増設すること。
 - 53. 区は包括的な見守り体制に取り組んでいるが、高齢者の孤独死をなくすため独り暮らしの全て の高齢者への安否確認活動を拡充するためにも福祉電話・準福祉電話を復活すること。
 - 54. 高齢者見守り推進事業者に謝礼等を支給すること。地域包括支援センターや地域福祉課との連絡体制を整備すること。
 - 55. いきいき入浴券を自己負担 150 円に戻し、利用制限をしないこと。申請主義をやめ、対象者全員に郵送すること。
 - 56. 年間 4 枚のマッサージ券を増やすこと。
 - 57. 高齢者が心身ともに健康に生きていくために、積極的に区民施設を利用できるよう高齢者団体 や個人の施設使用料の減免制度を設けること。
 - 58. シルバー人材センターの登録者数に見合った仕事確保の支援を強化すること。

障害者福祉の充実のために

- ★ 59. 2014 年 2 月に、わが国でも批准された障害者権利条約の啓発活動を行うこと。また 2016 年 4 月より施行された障害者差別解消法の啓発活動を行うこと。
 - 60. 三障害者団体(精神・知的・身体)が入った障害者差別解消支援地域協議会を作り、当事者の

意見をよく聞いて障害者差別解消法に基づく取り組みを進めること。

- 61. 障害者の総意によってまとめられた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」 を基にして障害者総合支援法を見直すよう国に求めること。
- 62. 65 歳を超えた障害者についても、基本的には障害者サービスを優先すること。介護保険制度優先では障害のある方が今まで通りの生活支援が受けられない。「介護保険優先原則」について改めるよう、国に強く求めること。
- 63. 障害者福祉手当 4級(月 2,000円)を復活すること。
- 64. 心身障害者福祉手当が精神障害者保健福祉手帳1級の方に支給されるようになったが、地域で 生活する精神障害者の多くは2級の方であり、障害基礎年金は6万円程度である。精神障害者 が地域で自立した生活ができるように、2級・3級の方にも手当の支給を行うこと。。
- ☆ 65. 精神障害者は1人では動けず、引きこもりになりがちである。知的・心身障害者と同様に、交 通費を割引にするよう、国土交通省に要請し、区としても独自の支援をすること。
 - **66.** 医療的ケアが必要な重度障害者の親亡き後の医療つき入所施設を、区内に一刻も早く新設すること。
- ☆ 67. 重症心身障害者のレスパイト事業の拡充をすること。
- ☆ 68. 「きずなの家」の支援を拡充すること。看護師の手当への補助をすること。
 - 69. 知的・身体・精神障害者向けの、ケアホーム、ケア付住宅、グループホーム、高齢障害者のためのケアホームを新設・増設すること。国・都等の公有地の活用を積極的におこなうこと。緊急一時ショートステイ事業を拡充すること。
 - 70. 道路などの安全対策とバリアフリーの街づくりをさらに推進するため「福祉のまち」モデル事業を拡大すること。
 - 71. 公共施設のバリアフリー化をすすめ、民間施設のバリアフリー化への助成も促進すること。
- ☆ 72. エスコートゾーンを増やすよう、警視庁に区からも申し入れをすること。
 - 73. 鉄道ホームからの転落事故が相次いでいる。区民の命・安全を守るため、鉄道事業者に対して、 技術の進歩も活かしたホームドア (ホーム柵) の設置を強く求めること。
- ☆ 74. 京急蒲田駅は触地図を含めて案内板を増やし、ホームのわかりにくさを改善し、北側に改札口を増設するよう鉄道事業者に求めること。
 - 75. 住宅改造相談・助成及び福祉タクシー・自動車燃料費(移送サービス利用券)について、定められた「対象」だけでなく、個々の生活実態や障害状況、年齢等を考慮し、障害の程度は 1 人ずつ違っているので、必要だと判断できる障害者は認めること。
 - 76. 視覚障害者の日常生活用具支給対象に地デジ対応のラジオを追加すること。
 - 77. ガイドヘルパーの派遣サービスは、送迎だけでなく施設利用の時間中についても利用できるようにすること。
 - 78. 手話通訳 24 時間派遣サービスを実施すること。
 - 79. 手話通訳者数をもっと増やすためにも大田区主催登録手話通訳者研修の回数を年間 6 回を年間 24 回(昼12回・夜12回)にすること。研修会場の確保を行うこと。
 - 80. 手話通訳者養成クラスの受講回数を年間 15 回から初級・中級・上級と同じ 40 回にすること。 講習会予算の増額を図りビデオ機器、教材、備品購入予算をつけること。会場の確保を行うこと。

- 81. 障害者差別解消法で行政機関に対し合理的配慮の提供を義務付けられているため、区内の公の施設の障害者用駐車場を無料にし、障害者優先の無料駐車場を設置すること。
- 82. 法内施設に移行した小規模作業所への助成を拡充すること。
- 83. 障害者差別解消法に基づき、共同作業所が運営できるよう補助金等の支援を図ること。
 - ① 地域活動支援センター(地活)については、基礎的事業経費と地活 II 事業経費の基準額を 実態に見合う金額まで引き上げること。
 - ② 営利団体ではない共同作業所のごみ処理券の助成を行うこと。
 - ③ 就労継続支援 B型の家賃助成については、要綱にない上限規定を設けないこと。
 - ④ 小規模作業所の利用者の健診は区が無料で実施すること。職員に対しては、健診費用助成 を現行の補助金制度とは別途行うこと。
 - ⑤ 大田区障害者施設就労支援等事業特別加算補助金交付要綱にある、利用者交通費助成については、利用者全員を対象とすること。
 - ⑥ 大田区障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱 第4条(2)事業所の家賃が、「1か月当たり 300,000 円を上限」とあるが、消費税増税や賃料の値上げなどを考慮し上限を引き上げること。
- 84. 中途失聴・難聴者の方々から要望がある、手話講習会への講師代・OHP・OHC (書画カメラ)・ 資料代・会場費等へコミュニケーション支援として全額補助を行うこと。
- 85. 本庁舎障害福祉課の手話通訳者の配置を、月曜日が祝日の場合は火曜日に振り替えたことは評価できるが、週に1日では不十分である。本庁舎窓口に手話通訳を常時配置すること。
- 86. 精神障害者の相談・居場所の確保をしている施設を増設すること。特に大森・調布地域には早急に設置を検討すること。
- 87. 精神障害者を対象にした訪問型(アウトリーチ)地域医療の実施は、中部精神保健センターや 医師会との連携で、分室を区内に設けるなど、区として責任を果たすこと。
- 88. さぽーとぴあの運営について
 - ① 手話通訳者は正規雇用で複数配置し、同行支援にも対応できるようにすること。
 - ② 専門相談員(各障害に対応した)を配置し、緊急時も含め24時間対応できるようにすること。
 - ③ さぽーとぴあを結ぶ循環バス路線は、主要駅や四地域庁舎、出張所などの公共施設を結ぶなど利便性を高めること。また、各停留所の表示をすること。
 - ④ 補装具費の判定については、障害者総合サポートセンターで出張判定を実施するよう東京都 に求めること。
 - ☆ ⑤ 多目的室等の活用については障害者団体等を優先すること。
 - ☆ ⑥ 開所時間は働く人も使えるよう午後9時まで延長すること。
 - ☆ ⑦ テレビ電話による手話通訳の活用は不具合が多いので、利用しやすいように改善を急ぐこと。
 - ⑧ さぽーとぴあの非常勤嘱託医配置だけでなく、大森赤十字病院と連携するため、精神科の入 院が可能となるよう申し入れること。
- 89. 全ての公の施設には磁気ループ・FM 補聴システムを設置すること。まず、未設置の施設は磁気ループ・FM 補聴システムが接続できるよう直ちに対応し、貸し出し用の磁気ループ・FM 補聴システムを常備すること。区民への周知をすること。

七、人命尊重・環境にやさしいまちづくりのために

建築行政の拡充と対策

- 1. 区の解体要綱を住民に知らせ、業者には厳守するよう強く指導すること。指導後実施状況の報告を求めること。
- 2. アスベストの除去を含む解体工事は、分別工事の徹底、廃棄物の適正処理、石綿障害予防規制の順守が行われるよう、法令順守の指導や現場パトロール、立ち入り検査等を強化すること。
- ☆ 3. 住宅リフォーム助成事業の吹付アスベスト除去工事に対する助成率・限度額を、50%・100万円 に引き上げること。対象を住宅以外にも拡充すること。
- ★ 4. 一定規模以上の共同住宅を建築する場合は、学区や地域全体として考えて「地域力を生かした 大田区まちづくり条例」および開発指導要綱を適用するよう改正し、300 戸以上では区民公共施 設、1,000 戸以上では小・中学校の増を建設事業者の責任で建設すること。
 - 5. 空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたが、地域の安全を守るために、区が責任を持つこと。解体工事に踏み出せるよう、固定資産税の減額など東京都に要望することや足立区のように区独自で助成をすること。不動産業界の協力をえるなどして有効活用提案に拡大すること。
- ☆ 6. 空き家等有効活用はマッチングだけでなく、助成制度を拡充し、区民に広く知らせること。

環境保全対策

- 7. 深夜・早朝も含め国際便が増便されている羽田空港の CO_2 の排出量を区民に知らせ、国の 25% 削減目標に見合った計画を作るように国に申し入れること。
- 8. 太陽光発電設置助成を、希望する区民が全て利用できるように大幅に増額し、助成額・率も拡充すること。
- 9. エネルギー基本計画を原発中心から再生可能エネルギーへ転換するよう国に求めること。
- 10. 可燃ごみは生ごみが最も多いので、減量のために生ごみ処理機購入助成を復活すること。
- 11. 呑川の環境 (悪臭、スカム、ユスリカ) 改善のために、雨水の一時貯留施設の実現を早め、根本的な解決策として分流式等の下水道対策を促進することを東京都に求めること。
- 12. JR、東急、京急の踏切を総点検し、必要な整備・安全対策を早期に行い、交通混雑個所は踏み切り幅を拡幅するよう鉄道事業者に要請すること。
- 13. 航空機の左旋回はただちに中止すること。横田空域返還による大田西ルートの騒音対策を図ること。騒音と安全に問題が発生する早朝・深夜の増便は行わないよう国に求めること。
- ★ 14. 2020 年からの羽田空港機能強化計画による増便と新飛行経路は中止するよう国に求めること。
 - 15. 臨海部、空港周辺の交通問題の解消のため、国道 357 号の早期延伸を国に求めること。東京都都市計画道路 幹線街路補助街路第 333 号線(神奈川口構想、川崎殿町―羽田空港跡地第 2 ゾーン連絡橋)は中止するよう国に求めること。
 - 16. 補助 29 号線の計画は中止するよう都に申し入れること。
 - 17. 補助 39 号線の計画を中止するよう都に申し入れるとともに、気象庁宿舎跡地を部分的にも有効活用するため区が取得し、特養ホーム等福祉施設を建設すること。

- 18. 最近自転車による事故が多発している現状を打開するため、各警察署とも連携し、自転車専用レーン整備を促進すること。
- 19. 松原橋・大森東・大鳥居交差点などの激甚汚染地域における公害対策は、道路管理者だけでなく、区独自でも実施すること。
- 20. 大気汚染公害対策の目安となる大気汚染濃度の測定対策を拡充すること、ことに環状8号線空港周辺に測定局を設置し、対策を講じること。
- 21. 区道沿道の大気汚染対策として常緑樹からなる街路樹を整備すること。
- 22. ふるさとの浜辺公園の水質改善を早急に強化するため、抜本的な対策として下水道の分流式への変更や、当面の対策として貯留池の新設や排水口の移転等早期実施を都に求めること。
- 23. 生産者責任を明確にし、ごみの減量化、再資源化を促進し、地球温暖化をすすめるサーマルリサイクルは中止すること。
- 24. CO₂排出量については羽田空港ターミナルビル等の公表がされていない。国に要請すること。

八. 教育、文化、スポーツの振興

- ★ 1. 教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものであるから、区長は教育に介入しないこと。
- ★ 2. 大田区独自でも小・中学校全学年の30人学級を早期に実施するよう計画をつくり進めること。
 - 3. 東京地裁の判決の立場を守り学校教育、社会教育の場で個々の思想・良心などの自由を守る環境を尊重し、「日の丸」「君が代」は、強制しないこと。
 - 4. 公共施設整備計画は学校施設の整備を最優先にして、複合化や高層化を行わず、年 2 校だけでなく、前倒しで進め、進捗状況を明らかにし、何年で完了するか区民に明らかにすること。
 - 5. 全ての学校施設を定期的に調査・修理・補修を行うこと。そのために専門職による体制を強化すること。
 - 6. 教育環境の整備として区立小・中学校の体育館には空調設備を設置すること。
- ☆ 7. 区立小・中学校の校門電気錠が老朽化しているため、設置業者に一斉点検・交換を発注すること。
 - 8. 大規模小・中学校の教育環境の改善のため学校の増設等の対策を早急に行うこと。小・中学校の統廃合はしないこと。
 - 9. 小・中学校給食について
 - ① 給食は教育の一環として位置付け、給食調理の民間委託をやめ、直営方式に戻し「安全・安心のため」食育を充実させること。
 - ☆ ② 消費税増税と物価高による食材の増額分相当は保護者や業者の負担とせず、区が負担する こと。
 - ③ 保護者負担は、学校給食法の「できる」規定であり、教育の一環として無償とすること。 当面、多子世帯・就学援助の対象とならない低所得世帯への支援を行うこと。
 - ④ 給食費の滞納対策は、学校任せではなく区が責任を持って行うこと。
 - ⑤ 学校給食事務については小学校も中学校と同様に専任の職員を配置すること。
 - ⑥ 食物アレルギー対応のために保護者や委託業者の声を聞き、十分な対応をとること。
 - ⑦ 給食の栄養・質を確保するため、食材は極力国産品を使い、トレーサビリティも積極的に

活用し、遺伝子組み換え食品は食材としないこと。

- ⑧ 学校給食食材は、安心安全で鮮度の高い食材の調達と、児童・生徒の食育の観点から近隣の商店街から購入すること。
- ★ 10. 就学援助の受給基準を生活保護基準の 1.3 倍に引き上げ、眼鏡も対象にし、年度途中から受給できるようにすること。生活保護基準の引き下げによって就学援助を受けられない世帯が出ないように対策をとること。
- ☆ 11. 就学援助の入学準備金については、準備する時期に支給すること。まず中学校入学時については、小学校 6 年生の 3 月に支給すること。
 - 12. 不登校の子どもたちが通う、NPO 等が行っているフリースクールなどに区独自で助成をすること。
 - 13. バリアフリーの観点から、区立小・中学校にはエレベーターの設置など環境・体制を整備すること。
 - 14. 発達障害など支援が必要な児童・生徒に支援員を配置するなど速やかに対処をするよう拡充すること。配置時間を教育現場の実情に合わせて増やすこと。
 - 15. 児童・生徒 1 人 1 人に寄り添う教育実現のために、区内全小・中学校に特別支援教室(サポートルーム)とともに特別支援学級を開設すること。
- ★ 16. 特別支援教室(サポートルーム)について、通級学級を復活させ、保護者と児童・生徒が要望に応じ、特別支援教室との選択ができるようにすること。
- ☆ 17. 各校に特別支援教室の専用室を設置し、区独自で教職員の体制を拡充すること。
 - 18. さざなみ学校は存続させること。
 - 19. 全ての保護者の負担軽減のため、小・中学校の入学祝い準備金を新設すること。
 - 20. 小・中学校の卒業アルバムを全員に無償配布すること。
- ☆21. 小・中学校に都費事務員の1校1名配置を守るよう都に求めること。
 - 22. 全ての小中学校に読書学習司書(学校司書)を配置すること。
 - 23. 読書学習司書は非常勤ではなく、常勤雇用とすること。
- ☆ 24. スクールソーシャルワーカーは常勤雇用とし、増員すること。
 - 25. 全国いっせい学力テストを中止するよう国に求めること。
 - 26. 小・中学校で取り組まれている、総合学習・総合的な学習に講師を迎える場合、講師への謝礼金(1校あたり小学校50,000円、中学校15,000円)を拡充すること。
 - 27. 小・中学校の必要な備品、消耗品は教育現場の要望に応えて各校への学校運営費を増額すること。
 - 28. 小・中学校の印刷機は各校少なくとも2台以上設置すること。
 - 29. 小・中学校のコピー機の枚数制限をしないこと。
 - 30. いじめ対策には、子どもの命最優先の原則を確立し、ささいなことに見えても様子見せず、教職員・保護者で情報を共有し取り組む環境を作ること。
 - 31. 区内の小・中学校での体罰ゼロ宣言をすること。教育現場から暴力である体罰を一掃し、大田 区教育委員会として、教育現場での意識改革を進めること。
 - 32. 義務教育である小・中学校の学用品、移動教室、林間学校、修学旅行、部活動など完全無償化すること。

33. 私立幼稚園について

- ① 教育基盤の整備・強化を図る観点から、振興助成補助金の拡充をすること。また、保護者 負担軽減措置をさらに拡充すること。
- ② 園児の健康増進のための補助施策(現行 3,000 円)を拡充すること。蚊が媒介する病気を防ぐために、防虫装置設置への補助を行うこと。
- ③ 子育て施策の一環である預かり保育に対する補助施策を拡充すること。
- ④ 教育環境の維持向上のため、教材・園具に対する補助施策の拡充をすること。
- 34. 郷土博物館は博物館法に基づき、館長には専任の課長職を配置し、内容を充実させること。
- 35. 区内文化財を保存し、公開すること。埋蔵文化財は大田区の宝です。開発により破壊はさせないこと。
- 36. 社会教育団体の育成と活動を保障するために施設使用料の値上げをやめ、元に戻すこと。さらに減免制度を復活すること。
- 37. 調布地域への体育館建設は「大田区公共施設整備計画(後期)」でも事業計画と位置付けられて おり、早期に実現すること。
- 38. 改定されたスポーツ基本法に基づき、大田区スポーツ推進計画は区民の権利を保障した「するスポーツ」を基本に計画し、施設の増設、指導員の増員など環境整備を進めること。
- 39. 大田区総合体育館は、スポーツ基本法・大田区スポーツ推進計画に基づき、利益優先の指定管理をやめ、興行優先から区民が利用しやすくするために規則を見直すこと。
- 40. 少年野球場は子ども優先の原則を守りながら、未使用の時間帯は誰でも利用できるようにすること。
- 41. 大田図書館には指定管理者制度を導入せず、すでに導入された図書館は直営方式に戻すこと。

九. 住民参加の区政運営と非核平和事業

- 1. 男女平等参画基本条例を区民参加で制定すること。条例にすることで基本原則も事業項目も明確になり区の任務が明らかになります。また、各審議会委員の女性の比率目標を現在 40%から 50%に引き上げること。
- ★ 2. 憲法九条の立場で非核日本宣言に賛同し、大田平和都市宣言基本条例を制定することで基本原則と事業項目が明確になります。核兵器廃絶・平和の施策を拡充し、非核・平和自治体等との交流をすすめること。
 - 3. 平和都市宣言の行事は、花火の祭典と記念式典に分け、式典を充実すること。
 - 4. 同和対策事業は総務省通達に基づいて特別扱いせず一般業務として行うこと。相談活動の委託 料は一般相談と同じ扱いにすること。
 - 5. 保育、介護、障害者等福祉施設での民間委託、指定管理者制度を導入した施設は、専門性と経験の継承、守秘義務が特別に要求される。区直営に戻すこと。

十. 区民が利用しやすい施設について

- ☆ 1. 全ての区民施設を定期的に調査・修理・補修を行うこと。そのために専門職による体制を強化すること。
- ☆ 2. 区民施設の改修については、分離発注を行うこと。

- 3. 消費者生活センター集会室及び特別出張所付属集会施設を他の区民集会施設同様に利用時間を午後10時まで延長し、また、音響設備と空調設備を改修すること。
- 4. ゆうゆうクラブ (老人いこいの家) について
 - ① ゆうゆうクラブの廃止計画を撤回し、増設すること(特に西六郷、西蒲田、東矢口、南蒲田、大森南)。畳では座りにくい方への机・椅子の拡充をすること。壊れたままのマッサージ機、カラオケ機器などすぐに利用できるようにすること。
 - ② 入浴については浴槽を残し、シャワーのみにしないこと。洗髪禁止の制限しないこと。
 - ③ 本来の目的を果たすため、シニアステーション事業はやめること。
- ★ 5. 区営住宅の申し込み倍率は 30 倍以上になっており、1,000 戸以上不足している。これに見合った区営住宅の確保をすすめること。特に単身者用の住宅を確保すること。また、若年世帯向けの優遇制度を子どものいない世帯にも適用すること。。
 - 6. 公営住宅に入れない低所得者世帯・若年世帯等に 6 万戸ほどの空き家の活用を区は求めているが、家賃が高いので、家賃補助をすること。
 - 7. スポーツ健康都市宣言をした大田区にふさわしく、文化、スポーツの活動場所である文化センターを各出張所地域に1ヶ所以上つくること。
 - 8. 区内の公共施設のバリアフリー・段差解消のため、エスカレーター・エレベーターの設置を、 施設の改築等の機会を捉えて設置を進めているが、早急に計画を作り、設置工事を行うこと。
 - 9. 全ての公共施設に無料のWiFiアクセスポイントを整備し、有線LANも整備すること。
- ☆ 10. 地下にある区民施設など、携帯電話の電波が届きづらい集会室があるので、改善を行うこと。

十一. 不要不急の大規模開発計画をやめ、区民のための施策に転換を

- ★ 1. 新空港線「蒲蒲線」事業は多額の税金投入となるため、白紙撤回し、積立金は区民施策に活用すること。
- ★ 2. 羽田空港跡地は都が購入し区税を投入しないこと。多額の税金投入となる整備計画を中止し、 区民のための多目的広場や森林公園計画で進めること。
- ★ 3. 京急蒲田、糀谷、雑色駅前再開発計画は、デベロッパーに巨額の利益を与えるとともに住民が 戻れない追い出し計画である。雑色駅再開発計画は中止し、住民本位の住み続けられ、営業し 続けられるまちづくり計画に見直すこと。
- ☆ 4. 中央防波堤埋立地の帰属は、紛争ではなく話し合いでの解決を図ること。問題が解決した後は、 区民、都民の憩いの場として活用すること。

十二. その他

- ★ 1. 個人情報が脅かされるマイナンバー制度は中止を国に求めること。
 - 2. 区の職員削減計画をやめ、指定管理者制度や民間への委託などの見直しを行い、区が責任を持って保育・介護・建設・学校・障害施設で働く職員は正規職員で対応すること。
 - 3. 法令違反の疑いのある窓口業務委託は中止し、職員で対応すること。
- ★ 4. コミュニティバスを福祉目的に位置付け、他の交通不便地域(9 ヶ所)に拡大すること。また、 試行運転中のコミュニティバスの料金をワンコイン(100 円)に引き下げ、シルバーパスも利 用できるようにし、運行間隔の短縮、運行時間を更に延長し、また、住民の要望に沿ったルー

- ト変更や、蒲田駅までのルート拡大などを行うこと。
- 5. 品鶴貨物線に旅客列車運行を行い、羽田空港·京浜島·城南島など区内臨海部に新駅をつくり、 交通不便地域解消を図ること。
- ★ 6. 労務単価引き上げが行われたが、現場労働者の賃金に反映されるよう、公契約条例を制定する こと。
- ☆ 7. 選挙公報は新聞折込やファミリーマート店頭などに備えるだけでなく、おおた区報と同様に全 戸配布すること。
- ☆ 8. 福島原発事故による避難家族が居住している施設の家賃補助が2017年3月に打ち切りとなる予定なので、国に延長を求めること。打ち切りとなった場合は区が支援すること。
- ☆ 9. 保育料や区営住宅使用料などについて、寡婦(夫)控除のみなし適用を大田区独自に行うこと。
- ☆ 10. 離婚調停中で別居中のひとり親家庭の保育園保育料は、ひとり親の所得で算定すること。

以 上